

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

業務の適正を確保する
ための体制及び運用状況

連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

株式会社 エディオン

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主の皆様に提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、取締役会において「業務の適正を確保するための体制」、いわゆる「内部統制システムの基本方針」を次のとおり決議しております。

(総論)

エディオングループが掲げる「サービス型小売業」の理念は、株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先様及び従業員等のステークホルダー（利害関係者）からいただく信頼のもとに成り立つ地域密着型ビジネスモデルを目指すものです。

サービス型小売業として地域社会に受け容れられ、広くご愛顧をいただくために次の3項目を事業運営の基本的な指針として位置付けております。

第一に、取締役・従業員のコンプライアンス（法令・社会倫理等遵守）はもとより、地域社会のよき一員として企業の社会的責任を踏まえた事業活動を行います。

第二に、ステークホルダーから見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともに、ステークホルダーに向けた説明責任を十分に果たします。

第三に、適切な権限委譲により迅速かつ確かな意思決定が行われるとともに、重要事項については、取締役会及び社長による強力な業務執行が行われる体制を構築し、併せて現場情報とステークホルダーのご意見・ご要望が迅速に取締役に伝達されるよう社内コミュニケーションの向上に努力します。

当社は、これらの基本的な指針に基づき、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定め、体制の構築及び運用に努めてまいります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員が、法令・社会倫理を遵守するよう「エディオングループ経営綱領」及び「エディオングループ倫理綱領」を策定のうえ周知し、その徹底を図る。
- (2) 当社代表取締役が指名する取締役をコンプライアンス委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス委員長が指名した者を委員として構成する。コンプライアンス委員長は必要に応じて会議を開催しコンプライアンス体制の強化に努める。また、重要事項については、「コンプライアンス委員会」から取締役会へ報告することとする。
- (3) コンプライアンス委員長の判断により、弁護士事務所やその他の専門家との顧問契約を締結し、コンプライアンスに関する適切なアドバイスを受けるものとする。
- (4) コンプライアンス違反の早期発見と再発防止を目的として「内部通報規程」に基づく社内外の相談専用窓口（ホットライン）を設置し、運用する。
- (5) 「コンプライアンス委員会」から全社に向けた定期的な情報提供や従業員研修を継続的に実施することにより、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の啓発を行う。
- (6) 決算情報等の財務報告について信頼性を担保し、金融商品取引法並びに金融庁が定める「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」等の関連諸法令及び規則を遵守するため、内部監査部門を設置し、「内部統制規程」に基づき適切に運用する。
- (7) 取扱商品・サービスの広告表示に係る法令遵守のため、表示管理に関する責任者を広告宣伝部門内に設置し、関連諸法令の周知、啓発を行う。
- (8) 反社会的勢力に対しては「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」を定め、取締役及び従業員が一丸となってこれを遵守し、断固とした姿勢で関係を遮断するよう、厳正に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報（文書及び電磁的データ）の保存及び管理は、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理する。また、代表取締役が指名する取締役を委員長とする「情報セキュリティ委員会」を設置し、定期又は不定期に会議を開催する。「情報セキュリティ委員会」は個人情報及び企業機密の漏洩等に備えた体制を整備し、運用する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営上、重大な損失を被る可能性のある事項を迅速かつ的確に把握し、取締役会に付議又は報告することができるよう、各本部長に取締役又は執行役員を充てる。
- (2) 代表取締役が指名する取締役を委員長とした「リスク管理委員会」を設置し、会議を定期又は不定期に開催する。「リスク管理委員会」は「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を運用することにより、コンプライアンス違反、不正経理、災害その他のあらゆるリスクを総括的に管理し、当社の損失の危険を回避、軽減する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営環境の見通しに基づいて、経営計画及び年度事業計画を審議し決定する。業務執行を担う取締役は、これらの計画に基づいて具体的な部門施策とその効率的な実施に向けた業務遂行を指揮する。また、これらの事業計画の予算に対する実績は月次にて集計管理し、各取締役及び取締役会にすみやかに報告されることとする。
- (2) 取締役会の開催等に加えて、経営会議及び常務会等、法令による設置義務のない会議体を設置し、案件の重要性や緊急度に応じた機動的かつ十分な審議を行うことで、取締役の職務執行に資する体制を整備し、運用する。
- (3) 取締役会は、組織再編及び必要の都度、各規程の見直しを行い、取締役及び職制の決裁権限を常に明確にするとともに、経営環境や経営計画に応じて決裁権限の強化又は委譲を行うこととする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、エディオングループの業務の適正を確保するために、以下の体制を整備し、運用することとする。なお、本基本方針でいう「子会社」は、会社法上の「子会社」を指し、持分法適用会社である関連会社は含めないものとする。

- (1) 当社は、エディオングループ各子会社の業務の適正を確保するため、コンプライアンス等の基本的事項又は重要事項について、エディオングループ全体を対象とした社内規程を整備する。
- (2) エディオングループ各子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」に従い、各子会社が展開する事業に即した規程を整備し、それらを運用することで、各子会社の取締役等及び従業員が法令及び定款を遵守する体制を構築する。
- (3) 当社は、エディオングループとしての基本的ルールを各子会社に遵守させるものとしつつ、各子会社の独自性、特性を踏まえた規程類を各子会社に整備させることで、グループ各子会社の取締役等の職務執行の効率化を図る。
- (4) 「関係会社管理規程」に基づき当社が各子会社に従業員を出向させるなど、人材交流を図りコミュニケーションを活性化させることで、エディオングループ全体としての意思統一を図る。
- (5) 当社の内部監査部門が、エディオングループ各子会社の内部監査部門と連携を図りながら法令、定款及び社内規程等への適合等の観点から監査を実施し、監査体制の強化を図る。
- (6) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営に係る一定の重要事項については、子会社に対し、当社取締役会等へ定期的な報告を求めるとともに、特定の事項については当社の承認を必要とする旨を規定し、各子会社の経営を管理する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補佐するため、当社の業務組織体系から独立した専任の組織として、監査役室を設け、専任のスタッフ1名以上を配置する。なお、当該専任スタッフの人選については監査役会と協議し、取締役からの独立性に配慮する。また、当該専任スタッフは、当社の従業員として当社の就業規則に則り業務を行うこととするが、指揮命令権については、各監査役に属するものとし、また異動、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施することとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役に対して取締役及び従業員の報告すべき事項は、法定の事項に加え、監査役会の決定する「監査役会規程」に定めるものとし、取締役及び従業員は、かかる定めに従うものとする。なお、報告の方法等の運営事項については、「コンプライアンス委員会」と監査役の協議に基づいて決定する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役及び当社代表取締役は、各年度において定期的に会合を行い、エディオングループに関する全般及び監査役が重要と判断する事項について、意見交換を行うものとする。
 - (2) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて「コンプライアンス委員会」や経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社又はエディオングループ各子会社の取締役、監査役若しくは関係する従業員等に対して、説明を求めるものとする。
 - (3) 当社は、監査役（監査役室スタッフを含む。以下、同じ。）の求めに応じて説明を行い又は自ら監査役に報告を行った当社又はエディオングループ各子会社の取締役、監査役若しくは従業員等に対して、不利益な取り扱いを行わないものとする。
 - (4) 監査役は、監査役会として当社の会計監査人から会計監査内容の報告を受けるとともに、会計監査人との間で定期的に監査に関する情報の交換を行うものとする。
 - (5) 当社は、監査役が職務を執行するために必要となる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。
9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- (1) 「内部通報規程」に基づき社内外の相談専用窓口（ホットライン）を設置し、不正行為等の早期発見及び内部通報者の不利な扱いを禁止する体制を構築しております。また、「コンプライアンス委員会」を定期に開催し、不正行為等の予防及び再発防止策を講じるとともに、全社に向けた定期的な情報提供と社内研修を継続的に実施するなどコンプライアンス意識の啓発を行っております。さらに、「内部統制規程」に基づき内部統制の評価及び監査を実施し、決算情報等の財務報告について信頼性を担保しております。これらの体制により、取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備し、運用しております。
 - (2) 「文書管理規程」等の社内規程に基づき取締役の職務執行に係る情報を適切に保存しております。また、個人情報及び企業機密の漏洩や不正アクセス等に備えるため、「情報セキュリティ委員会」を定期に開催し、当社情報システムのセキュリティの強化策を講じております。これらの体制により、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備し、運用しております。
 - (3) 「リスク管理規程」に基づき「リスク管理委員会」を定期に開催し、職務執行を行ううえで重大なリスクの分析を行い、損失の危険を回避、軽減ができる体制を構築しております。
 - (4) 「取締役会規程」に基づき取締役会を定期に開催し、経営計画及び年度事業計画など経営に関する重要事項について、法令・定款への適合性及び業務の適正性の観点から審議し、決定しております。また、「業務分掌および職務権限規程」に基づき経営環境や経営計画に応じて、業務執行取締役に対し決裁権限を委ねるとともに、経営会議及び常務会を定期に開催し、重要な事項について機動的かつ十分な審議を行い、業務執行取締役の迅速な意思決定をサポートしております。そのほか、取締役会の下に設置している社外役員及び代表取締役から構成されるMDM（マネジメント・ディスカッションミーティング）において経営上重要な課題に関する意見交換を行う体制を構築し、社外役員の適切な関与・助言を得ております。これらの体制により、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備し、運用しております。
 - (5) 「関係会社管理規程」に基づき当社役員が子会社役員を兼任し、子会社経営を適切に指導・管理しております。また、子会社の経営に係る重要事項に関しては当社取締役会において決議・報告を必要とするとともに、その他の事項についても当社担当部門との調整を行っております。これらの体制により、企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備し、運用しております。
 - (6) 監査役の監査機能の強化を図るため、取締役からの独立性に配慮したスタッフ1名を配置しております。
 - (7) 取締役及び使用人は、監査役が出席している取締役会のほか「コンプライアンス委員会」や経営会議等の重要な会議において、当企業グループの重要な情報について適時報告をしております。
 - (8) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人並びに代表取締役との定期的な情報・意見交換を行い、円滑な監査業務の遂行を図っております。また、監査役が職務を遂行するために必要となる費用を当社が負担しております。これらの体制により、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、運用しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	11,940	84,320	74,689	△12,083	158,866
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,692		△2,692
親会社株主に帰属する当期純利益			8,944		8,944
自己株式の取得				△2,371	△2,371
自己株式の処分		633		12,786	13,420
土地再評価差額金の取崩			△843		△843
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	633	5,408	10,414	16,457
当 期 末 残 高	11,940	84,953	80,098	△1,668	175,323

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土 地 再 評 価 金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	379	△6,366	△1,365	△7,353	－	151,512
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△2,692
親会社株主に帰属する当期純利益						8,944
自己株式の取得						△2,371
自己株式の処分						13,420
土地再評価差額金の取崩						△843
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△39	843	221	1,025	8	1,034
当 期 変 動 額 合 計	△39	843	221	1,025	8	17,492
当 期 末 残 高	339	△5,523	△1,144	△6,327	8	169,005

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1-1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7社

(1) 主要な連結子会社の名称

(株)サンキュー
(株)エディオンコミュニケーションズ
(株)エディオンハウスシステム
(株)エヌワーク
(株)イー・アール・ジャパン
フォーレスト(株)
(株)e-ロジ

平成29年8月31日付でフォーレスト(株)の全株式（自己株式除く）を取得し100%子会社としたため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、平成30年3月1日付で(株)e-ロジを設立し80%の株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

1-2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 3社

(1) 主要な会社等の名称

(株)ちゅピCOMふれあい
(株)サンフレッチェ広島
(株)マルニ木工

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

ネオシステム(株)
(株)H O U S A L L

持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

1-3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

b その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております）。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ取引

時価法によっております。

③たな卸資産

a 商品

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

評価方法

移動平均法によっております。

b 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物の一部(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物及び構築物 2～60年
工具、器具及び備品 2～20年
- ②無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法によっております。
なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- ③リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ポイント引当金 ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当連結会計年度末における将来の利用見込額を計上しております。
- ④商品保証引当金 販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、当連結会計年度末における将来の修理費用見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ①重要なヘッジ会計の方法
一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金ヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。
- ②退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ③のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で、その他については5年間で均等償却しております。
- ④消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

1－4．表示方法の変更

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」は重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「営業外収益」の「受取保険金」は131百万円であります。

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「違約金収入」は重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「特別利益」の「違約金収入」は5百万円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

2-1. 有形固定資産の減価償却累計額 125,518百万円

2-2. 関連会社に対する株式 992百万円

2-3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	
商品及び製品	48百万円
建物及び構築物	1,680 //
土地	874 //
計	2,602百万円
(2) 担保に係る債務	
支払手形及び買掛金	65百万円
1年内返済予定の長期借入金	112 //
長期借入金	854 //
固定負債の「その他」(預り保証金)	588 //
計	1,621百万円

2-4. 保証債務

金融機関からの借入	
株式会社ピコムふれあい	40百万円

2-5. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき保有する事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

平成14年3月28日及び平成14年3月31日

再評価を行った土地の平成30年3月31日現在における時価と再評価後の帳簿価額との差額
10,750百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

3-1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	112,005,636株	—	—	112,005,636株

3-2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	2021年満期ユー・ロ・円建転換社債型新株予約権付社債(注)1、2、3	普通株式	16,778	98	15,099	1,777	—
	2025年満期ユー・ロ・円建転換社債型新株予約権付社債(注)1、4	普通株式	12,124	69	—	12,194	—
合計		—	28,902	168	15,099	13,971	—

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

2. 2021年満期ユー・ロ・円建転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものです。

3. 2021年満期ユー・ロ・円建転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権の行使によるものです。

4. 2025年満期ユー・ロ・円建転換社債型新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものです。

3-3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,457百万円	15円	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年11月7日 取締役会	普通株式	1,234百万円	13円	平成29年9月30日	平成29年12月4日

3-4. 当連結会計年度末後に行う剰余金の配当に関する事項

平成30年6月28日開催予定の第17回定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 配当金の総額 | 1,650百万円 |
| (2) 1株当たり配当額 | 15円 |
| (3) 基準日 | 平成30年3月31日 |
| (4) 効力発生日 | 平成30年6月29日 |

4. 金融商品に関する注記

4-1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当企業グループは、資金運用においては、短期的な預金等及び安全性の高い金融商品で運用することとしております。また、資金調達については、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行等により調達することとしており、金利関連のデリバティブは、金利変動リスクを回避するためにのみ利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、このうち時価のあるものは市場価格の変動リスクに晒されております。また時価のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。これらのリスクに関しましては、定期的にその時価及び企業価値を把握し、重要な変動が認められた場合は取締役会に報告される体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのすべてが1年内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジ有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、CMS（キャッシュマネジメントシステム）をグループ内で利用することなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

4-2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2. 参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	8,227	8,227	－
②受取手形及び売掛金	34,530	34,530	－
③投資有価証券 その他有価証券	2,275	2,275	－
資産計	45,033	45,033	－
①支払手形及び買掛金	47,130	47,130	－
②短期借入金	4,110	4,110	－
③転換社債型新株予約権付社債	16,632	18,743	2,110
④長期借入金（*）	52,775	52,841	66
⑤リース債務（*）	1,656	1,890	233
負債計	122,304	124,715	2,410
デリバティブ取引	－	－	－

（*）流動負債に含まれている１年内返済予定の長期借入金及びリース債務を含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（１）資産

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

（２）負債

①支払手形及び買掛金、並びに②短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③転換社債型新株予約権付社債

社債はすべて市場価格に基づき算定しております。

④長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられた利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑤リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) デリバティブ取引

- ①ヘッジ会計が適用されていないもの
該当事項はありません。
- ②ヘッジ会計が適用されているもの
a 通貨関連
該当事項はありません。
- b 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価 の算定方法
				うち1年超		
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	21,000	6,000	(*)	－

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	47
関係会社株式	992
差入保証金	26,011

これらについては市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、「4-2. 金融商品の時価等に関する事項」の表中には含まれておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

5-1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府や愛知県などの主要都市において、賃貸用の店舗物件（土地、建物を含む）を有しております。

5-2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
16,389	13,985

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,535円84銭
1株当たり当期純利益	90円84銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資 本 剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	11,940	64,137	46,624	110,761	40,905	△12,083
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△2,692	
当 期 純 利 益					8,650	
自 己 株 式 の 取 得						△2,371
自 己 株 式 の 処 分			633	633		12,786
土地再評価差額金の取崩					△843	
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	－	－	633	633	5,114	10,414
当 期 末 残 高	11,940	64,137	47,258	111,395	46,019	△1,668

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	371	△6,366	△5,995	145,527
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△2,692
当 期 純 利 益				8,650
自 己 株 式 の 取 得				△2,371
自 己 株 式 の 処 分				13,420
土地再評価差額金の取崩				△843
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△42	843	801	801
当 期 変 動 額 合 計	△42	843	801	16,964
当 期 末 残 高	328	△5,523	△5,194	162,492

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

a 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

b 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法によっております。

c その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております）。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ取引

時価法によっております。

③たな卸資産

a 商品

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

評価方法

移動平均法によっております。

b 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物の一部（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～50年

構築物 2～60年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが、連結貸借対照表と異なっております。

④ポイント引当金 ポイントカード制度において、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来の利用見込額を計上しております。

⑤商品保証引当金 販売した商品の保証期間に関わる修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、当事業年度末における将来の修理費用見込額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

一部の借入金について、金利の支払条件を変換することを目的として金利スワップを利用しております。当該金利スワップと金利変換の対象となる借入金がヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金とほぼ同一であるため金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該借入金に係る利息に加減して処理しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

2-1. 有形固定資産の減価償却累計額

116,092百万円

2-2. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	3,108百万円
関係会社に対する長期金銭債権	42 //
関係会社に対する短期金銭債務	7,083 //
関係会社に対する長期金銭債務	14 //

2-3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	1,634百万円
構築物	46 //
土地	874 //
計	2,554百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	112百万円
長期借入金	854 //
預り保証金	588 //
計	1,555百万円

2-4. 保証債務

金融機関からの借入
 (株)ちゅピCOMふれあい

40百万円

2-5. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき保有する事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

平成14年3月28日及び平成14年3月31日

再評価を行った土地の平成30年3月31日現在における時価と再評価後の帳簿価額との差額

10,750百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	5,422百万円
仕入高	14 //
販売費及び一般管理費	3,781 //
営業取引以外の取引高	500 //

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	14,810,857株	2,258,689株	15,099,041株	1,970,505株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,258,689株は、平成29年3月8日の取締役会決議により市場買付及び自己株式立会外買付取引による買付356,100株、平成29年5月22日の取締役会決議により市場買付及び自己株式立会外買付取引による買付1,901,200株及び単元未満株式の買取りによる増加1,389株であり、減少15,099,041株は、2021年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換15,099,000株及び単元未満株式の売却による減少41株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
減価償却費	1,847百万円
貸倒引当金	67 //
賞与引当金	1,282 //
未払法定福利費	195 //
減損損失	8,711 //
退職給付引当金	1,882 //
ポイント引当金	2,726 //
商品保証引当金	2,208 //
合併引継土地	1,548 //
資産除去債務	1,992 //
その他	4,450 //
繰延税金資産小計	26,913百万円
評価性引当額	△5,576百万円
繰延税金資産合計	21,336百万円
(繰延税金負債)	
建物等圧縮積立金	△64百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△527 //
その他有価証券評価差額金	△145 //
その他	△71 //
繰延税金負債合計	△808百万円
繰延税金資産の純額	20,527百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

6-1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

営業用店舗設備（建物）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額	3,924百万円
減価償却累計額相当額	3,041 //
期末残高相当額	882百万円

② 未経過リース料期末残高相当額

未経過リース料期末残高相当額	
1年以内	206百万円
1年超	777 //
合計	983百万円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

a 支払リース料	216百万円
b 減価償却費相当額	196 //
c 支払利息相当額	11 //

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差異を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

6-2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料（借主側）

1年以内	3,303百万円
1年超	26,927 //
合計	30,230百万円

未経過リース料（貸手側）

1年以内	253百万円
1年超	3,374 //
合計	3,627百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び その近親者が 議決権の 過半数を所有 している会社	株式会社 ショーエイ	—	保険の取次	保険事務代行取引	38	前払費用	4
役員及び その近親者	友則和寿	—	当社相談役	顧問料の支払	24	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 保険料の支払については、火災保険・車両保険等を定められた保険料率に基づいて決定しております。
3. 顧問料については、両者協議のうえ決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,476円73銭

1株当たり当期純利益

87円85銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。